



平成19年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 取締役社長 太 田 勝 也
(コード番号 7979 東証第2部、大証第2部)
問合せ先 総務部長 長 畑 喜代志
(TEL 075-561-1914)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年6月27日開催予定の第135回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主のみなさまにも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主のみなさまのご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、株主のみなさまの意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第40条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行う場合にも、株主のみなさまの意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当て等を、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第41条（新株予約権無償割当て等の決定機関）を新設するものであります。

- ② その他、一部字句の修正を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月27日(水)
定款変更の効力発生日	平成19年6月27日(水)

以 上

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の<u>選任</u>) 第26条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を<u>選任</u>することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。 3. 取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役の中から代表取締役を<u>定める</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の<u>選定</u>) 第26条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を<u>選定</u>することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。 3. 取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役の中から代表取締役を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 買収防衛策</p> <p>(買収防衛策の導入等) 第40条 <u>買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。</u> 2. <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p>(新株予約権無償割当て等の決定機関) 第41条 <u>当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u> 2. <u>前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

以上